

法務省司審第608号

令和4年11月7日

関係各位

法務省大臣官房司法法制部審査監督課長

(公印省略)

「ADR週間（ADRの日）」の実施について（協力依頼）

日頃から、法務行政に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

法務省におきましては、「ODR推進に関する基本方針（令和4年3月）」に基づき、裁判外紛争解決手続（ADR）及びADRをオンライン上で実施するODRを国民へ身近なものとするため、別紙のとおり、いわゆるADR法の公布日にちなんで、本年12月1日を「ADRの日」とし、同日から同月7日までを「ADR週間」として、ADR・ODRに関する広報啓発活動を集中的に実施することといたしました。

つきましては、今年度の「ADR週間（ADRの日）」に開催予定のオンライン・フォーラムを始めとする当省の取組に引き続き御協力いただきますようお願いいたします。また、同週間においては、法的トラブルを抱える方にADRが魅力的な解決手段の選択肢の一つとしてより一層認知されるよう、ADR・ODRの積極的な広報啓発活動等の取組をより一層強化していただきますようお願いいたします。

何卒、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。